

公益財団法人岐阜県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会
登録認定細則

第1条（総則）

本細則は、公益財団法人岐阜県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会登録規程第5条に基づき、公益財団法人岐阜県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会（以下「県協議会」という。）が実施する登録認定に関することについて定める。

第2条（登録認定リストの作成）

県協議会は、公益財団法人岐阜県スポーツ協会（以下「県スポ協」という。）総合型地域スポーツクラブ岐阜県協議会登録審査細則第2条に定める登録審査委員会から提出をされた登録審査結果・登録更新審査結果を基に、別に定められた様式を用いて岐阜県総合型地域スポーツクラブ登録認定リスト（以下「登録認定リスト」という。）を作成する。

第3条（登録認定リストの承認と提出）

県協議会は、前条で作成した登録認定リストを、県スポ協生涯スポーツ委員会の承認を受けて、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）に毎年2月末日までに提出する。

第4条（登録料の收受及び認定証の発行）

県協議会は、全国協議会から登録認定リストの登録が完了した旨の通知を受領した後、登録認定リストに記載の総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）に対して全国協議会幹事長名による認定証を発行する。

- 2 県協議会は、前項により認定証を発行した総合型クラブ分の登録料（全国協議会が定める登録料）を毎年5月末日までに全国協議会へ納付する。

第5条（改定）

本細則は、常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、県スポ協生涯スポーツ委員会の承認を受けて変更することができる。

附則（令和4年3月9日）

- 1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和5年3月末日までの間は、全国協議会登録認定細則に基づき、登録認定リストに記載された総合型クラブを予備登録として取り扱うことから、第4条第1項に定める認定証について、その名称を予備登録証に替えるものとする。

附則（令和5年7月20日）

- 1 令和5年7月20日に第3条及び第4条第2項を改定。この改定は、令和5年7月20日から施行する。
- 2 第3条の適用につき、令和4年度の登録審査（令和4年11月1日登録認定分）及び令和5年度の登録審査（令和5年11月1日認定分）については「2月末日まで」とあるのを、「9月末日まで」とする。
- 3 第4条第2項の適用につき、令和4年度の登録審査（令和4年11月1日登録認定分）及び令和5

年度の登録審査（令和5年11月1日登録認定分）については「5月末日まで」とあるのを「12月末日まで」とする。

4 令和4年3月9日附則第1条中「令和5年3月末日」とあるのを「令和5年10月末日」に変更する。